

技能実習生が外国人の新規入国制限の見直しを利用して入国する場合に関する よくあるご質問について

※最終更新に当たり追加修正を行ったご質問には、Qに下線を付しています。

令和3年11月29日、政府において、水際対策強化に係る新たな措置（20）が公表され、水際対策強化に係る新たな措置（19）に基づく外国人の新規入国制限の見直し等について、現在、受入責任者から業所管省庁への申請の受付等が停止されています。

1. 基本的事項

Q1 技能実習における申請手続きのポイントを教えてください。

A1 技能実習における申請手続きのポイントは以下でお示ししています。

※外国人の新規入国制限の見直し（技能実習）について（出入国在留管理庁ホームページ）<https://www.moj.go.jp/isa/content/001358734.pdf>

（抜粋）

- 外国人の新規入国については、令和3年1月以降、全世界を対象に査証発給の制限が行われており、入国を認める「特段の事情」と同様の事情がない限り入国ができない状況でした。
- 今般、令和3年11月8日から一部見直され、商用・就労目的の短期滞在や就労・留学・技能実習等の長期滞在についても、一定の要件の下で、入国者総数の枠内で新規入国が認められることとなりました。
ただし、留学・技能実習は、他の在留資格に比べ入国者数も多いため、段階的に入国を認めることとなっています。

＜受入企業に求められること＞

- ① 受入企業は、入国後14日間の待機施設（バス・トイレを含めて個室管理ができる必要があります。）を確保し、毎日の健康確認を行います。待機期間終了後には、業所管省庁に必要な報告を行います。
 - これらの防疫措置を②の監理団体に委託することもでき、監理団体においてオンラインにより入国後講習を行うことも可能です。
 - 新型コロナ陽性者が出た場合、すぐに最寄りの保健所に連絡し必要な対応をとります。
- ② 受入企業は、以下の点について申請書等を作成し、業所管省庁の審査を受けます。
 - 1) 受入企業及び入国者は、誓約書に基づく防疫措置をとること（各在留資格共通）
 - 2) 受入企業は、一般監理事業での許可を得た監理団体又はこれに準ずる監理団体により実習監理を受けていること。なお、令和3年11月26日以降は、特定監理事業での許可を得た監理団体についても一定の要件を満たす場合には、一般監理事業の許可を得た監理団体に準ずるものとして本措置の対象となります。
 - 3) 受入企業及び監理団体が過去3年間、技能実習法に基づく行政処分等を受けていないこと。
 - 4) 申請する入国者の在留資格認定証明書の作成日が、「別途定める条件」で定めた範囲内であること。
- ③ 業所管省庁から審査済証が交付されたら在外公館での査証申請を行います。

Q2 自分や知人（技能実習生本人）が、今回の入国制限の見直しの対象であるか知りたいのですが、どのように確認をしたら良いですか。

A2 今般の入国制限の見直しは、個人での申請はできない仕組みであり、受入企業等が業所

管省庁に申請する必要があります。

そのため、まずは、御自身や知人（技能実習生ご本人等）が個別に確認いただく前に、受入企業等や監理団体に、今般の措置に係る意向や対応状況等を御相談下さい。（なお、受入企業等によっては、現段階では条件を満たさず、入国できない場合もあります。）。

2. 別途定める条件（監理団体関係）

Q3 監理団体の一覧はどこで示しているのか。

A3 監理団体の一覧については、以下でお示ししています。

※一般・特定監理事業を行う監理団体一覧（外国人技能実習機構ホームページ）

https://www.otit.go.jp/search_kanri/

Q4 「一般監理事業の許可を得た監理団体の実習監理を受けていること」が条件の1つとなっているが、当該監理団体に属する実習実施者（会社等）も技能実習法上の優良な実習実施者の要件を満たさなければこの措置を利用できないのか。また、企業単独型実習実施者は対象にならないのか。

A4 一般監理団体による実習監理を受ける場合、実習実施者が優良な実習実施者でない場合も、本措置を利用することができます。

なお、企業単独型実習実施者の場合は、この要件を満たす必要はなく、その他2つの要件を満たせば本措置を利用することができます。

Q5 「一般監理事業の許可を得た監理団体」とはどの時点か。計画認定を受けた時点では特定監理団体であったが、現在は、同団体が一般監理団体の変更許可を受けている場合はどうなるか。

A5 業所管省庁へ申請を行う時点で、一般監理事業の許可を得ている場合には、本措置を利用することができます（一定の要件を満たした特定監理団体についても同様です。）。

Q6 技能実習生の受入れについて、「一般監理事業の許可を受けた監理団体の実習監理を受けていること」が条件となっているが、特定監理事業を行う監理団体による実習監理は認められないのか。

A6 今般の外国人の新規入国制限の見直しについては、入国者総数の枠内で認められることとされており、特に留学・技能実習については、在留資格全体の中でも割合が大きいことから、入国人数を絞りつつ、段階的に入国を認めることとされています（実施要領）。

その具体的要件として、「別途定める条件」3（1）において、受入企業等が一般監理事業の許可を受けた監理団体により監理を受けている必要があることをお示ししています。

また、令和3年11月26日以降は、特定監理事業での許可を得た監理団体についても一定の要件を満たす場合には、一般監理事業の許可を得た監理団体に準ずるものとして対象となります。詳しくは、「別途定める条件」をよく御確認ください。

以上の要件に該当しない特定監理事業の許可を受けた監理団体の場合は、現時点では今般の措置の対象外となります（（留学・技能実習）別途定める条件）。

ただし、同別途定める条件では、「ここで示す条件を満たさない教育機関や企業等については、今後の水際対策等の状況に応じて受け入れていく」とされているとおり、これらの条件については、今後の状況に応じて変更されうるものですので、詳細が決まり次第、改めてお知らせいたします。

※資料掲載先（水際対策強化に係る新たな措置（19）について：厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html

Q7 特定監理事業の許可を受けた監理団体の実習監理を受けている場合の<追加条件(1)>について、監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率とは、どの時点での比率を指すのか。

A7 業所管省庁への申請時点で、当該条件に適合している必要があります。

Q8 特定監理事業の許可を受けた監理団体の実習監理を受けている場合の<追加条件(1)>について、監理責任者以外の監理団体の職員(監査を担当する者に限る。)の講習とは、どの講習を指すのか。また、当該講習をこれから受けようと考えているが、講習受講予定の場合についても条件を満たしていると考えてよいか。

A8 講習とは、監理責任者等講習を指します。
また、これから当該講習の受講予定者の取扱いについては、お見込みのとおりです。

Q9 特定監理事業の許可を受けた監理団体の実習監理を受けている場合の<追加条件(2)>について、「これまでに代表者の交代をはじめとして体制の大幅な変更があり」の部分については、今後、体制の大幅な変更を行うこととした場合についても条件を満たしていると考えてよいか。

A9 今回の条件は、現状として一般監理事業の許可を得ていないことについて合理的な理由を求めているものであり、お尋ねの場合には、合理的な理由があるとは考えられないため、条件を満たしたことはありません。
また、体制の大幅な変更についても、単なる理事1名の交代や従たる事務所を1箇所追加するような場合には、該当しません。詳しくは、提出資料において体制の大幅な変更の事情について具体的に記載をお願いします。

Q10 <追加条件(2)>において「ウ 取扱職種に係る第3号団体監理型技能実習生がまだ少ないなどから、一般監理事業の申請に至っていない」というものがありますが、「取扱職種に係る第3号団体監理型技能実習生がまだ少ない」以外でどのような事情がこれに該当するか。

A10 例えば、取扱職種が第3号団体監理型技能実習生のいない職種であるとの事情や、当該監理団体として、第3号団体監理型技能実習生の受入れを想定していないといった事情が考えられます。

Q11 「一般監理事業の許可を受けた監理団体の実習監理を受けていること」との条件について、一般監理事業の許可を受けているが、許可条件が付され、取扱職種が限定されている場合(例えば、介護職種が除かれている場合など)、別途定める条件を満たしていると考えてよいか。

A11 お見込みのとおりです。

Q12 特定監理事業の許可を得た監理団体の実習監理を受ける技能実習生はいつ入国できるのか。

A12 令和3年11月26日以降は、特定監理事業での許可を得た監理団体についても一定の要件を満たす場合には、一般監理事業の許可を得た監理団体に準ずるものとして対象となります。詳しくは、「別途定める条件」をよく御確認ください。
その他の団体・企業の技能実習生の入国については、今後の水際対策等の状況に応じて受け入れていくこととなっており、詳細が確定次第、改めてお知らせいたします。

3. 別途定める条件(行政処分関係)

Q13 「過去3年間において、技能実習法に基づく行政処分等を受けていないこと」が条件の

1つとなっているが、どのように確認すればよいか。

A13 以下でお示ししています。

※監理団体の許可及び技能実習計画の認定の取消し(外国人技能実習機構ホームページ)
https://www.otit.go.jp/gyouseishobun_torikeshi/

※監理団体及び実習実施者に対する改善命令(外国人技能実習機構ホームページ)
https://www.otit.go.jp/gyouseishobun_torikeshi/

Q14 「過去3年間において、技能実習法に基づく行政処分等を受けていないこと」が条件の1つとなっているが、技能実習法上の改善命令を受けた後、改善承認を受けている場合もこの措置を利用できないのか。また、行政処分等とは、何を指すのか。

A14 改善命令を受けた後に改善承認を受けている場合であっても、当該改善命令が業所管省庁から審査済証を交付された日から過去3年以内である場合には、本措置を利用することはできません。

また、行政処分等とは、技能実習法第15条に基づく改善命令、同法第16条に基づく実習認定の取消し、同法第36条に基づく改善命令、同法第37条に基づく監理許可の取消し及び事業の全部又は一部の停止命令を指します。

4. 別途定める条件(在留資格認定証明書関係)

Q15 在留資格認定証明書の交付年月日が古い者から業所管省庁への申請ができるとのことだが、最初に交付された在留資格認定証明書の有効期間が経過し、再度在留資格認定証明書が交付された場合はどうなるのか。

A15 最初に交付された在留資格認定証明書の交付年月日をもって、業所管省庁へ申請を行うことが可能です。

この場合、再交付された在留資格認定証明書の写しの上欄余白部分に、最初に交付された在留資格認定証明書に係る作成年月日及び申請番号を記載してください。

Q16 2020年8月に交付を受けた在留資格認定証明書を所持している実習生に対し、監理団体だけを一般監理団体に変更(実習実施者は変更なし。)し、再度、在留資格認定証明書を取得した場合でも、当初交付された在留資格認定証明書の作成日に基づき、本措置の対象となるのか。また、変更前の監理団体が行政処分等を受けたことを理由として監理団体を変更する場合であっても、本措置の対象となるのか。

A16 本措置の利用対象者となるために、監理団体を変更し、在留資格認定証明書の再交付を受けた場合、変更後の監理団体が「別途定める条件」を満たしており、当初交付された在留資格認定証明書の作成日が、「別途定める条件」で定める期間内であれば、本措置の利用対象者として、業所管省庁へ申請を行うことが可能です。

Q17 在留資格認定証明書の有効期間は経過していないが、新型コロナウイルス感染症の影響により、入国見込みが不明であること等を理由として、既に外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届出書を提出している場合、再度技能実習計画認定申請を行わなければならないのか。

A17 外国人技能実習機構に対し、改めて技能実習計画認定申請を行っていただく必要はありませんが、入国後速やかに技能実習期間を変更するとして技能実習計画軽微変更届出書を提出してください(なお、実習実施者が変わる場合は新規の技能実習計画の認定が、また監理団体が変わる場合は変更認定が、それぞれ必要です。)

Q18 今回の外国人の新規入国制限の見直しを利用して、入国する時点で在留資格認定証明書の有効期間が経過してしまうおそれがあるが、在留資格認定証明書の有効期間は延長してもらえるのか。

A18 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸情勢により、2020年1月1日以降に作成された在留資格認定証明書については、作成日に応じて以下のとおり有効なものとして取り扱うこととしています。

- 2020年1月1日から2021年10月31日までに作成された在留資格認定証明書
⇒2022年4月30日まで有効なものとして取り扱います。
- 2021年11月1日から2022年4月30日までに作成された在留資格認定証明書
⇒作成日から6か月間有効なものとして取り扱います。

5. 申請について

Q19 監理団体が、複数の企業の申請を取りまとめ、代理で業所管省庁に申請してもよいか。

A19 問題ありません。

Q20 2022年2月以降に業所管省庁へ申請を行う場合の取扱いはどうなるのか。

A20 本制度の実施状況を踏まえ、改めてお知らせいたします。

6. 入国後の待機について

Q21 自宅待機期間中は、1人一部屋を確保する必要があるのか。

A21 待機期間中は個室管理（バス、トイレを含めて個室管理ができる必要があります。）とし、外出はできません。

Q22 自宅待機期間中に、入国後講習を実施してよいか。

A22 「技能実習生に係る新型コロナウイルス感染症への対応について」
(https://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00158.html)

のQ7-1の回答のとおり、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当面の間、音声と映像を伴うテレビ会議など、講師と技能実習生が、同時に双方向で意思疎通する方法により実施することも可能としています（このような方法で入国後講習を行う場合であっても、実施方法や実施した事実が客観的に確認できるよう、適切に記録を行うことが必要です。）。

入国後の自宅待機期間中においても、同様の方法で入国後講習を行うことが可能です。

Q23 入国前に必要なPCR検査にかかる費用や、民間医療保険加入の費用、入国後の移動、待機期間中の食費等及び宿泊施設の確保に必要な費用は誰が負担すべきか。技能実習生に負担させることは可能か。また監理団体が負担した場合には、当該費用を監理費として、監理団体は実習実施者から徴収することはできるか。

A23 技能実習法では、実習実施者には、技能実習を行わせる者としての責任のほか、技能実習生を雇用する者及び技能実習生の生活を支援する者としての責任があることを踏まえ、実習実施者が負担することが望ましく、技能実習生本人に負担させるべきではありません。団体監理型の場合は、監理団体が当該費用を負担した場合には、監理費のうち「その他諸経費」（技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。））として、

実習実施者から徴収することができますが、監理団体が当該費用を実習実施者から監理費として徴収する場合には、技能実習生本人に直接又は間接に当該費用を負担させることは技能実習法上禁止されていることにご留意ください。

なお、民間医療保険については、入国した日から日本の公的医療保険制度に加入ができる場合には加入不要です（この場合誓約違反とはなりません）が、たとえ1日でも未加入の日が生じる場合、その期間は民間の医療保険に加入する必要があります。

Q24 再入国の技能実習生の場合についても新規入国の技能実習生と同様に14日間の待機が必要であり、特定行動は認められないのか。

A24 行動制限の緩和の対象者は、実施要領において「日本人の帰国者、在留資格を有する再入国者、商用・就労目的の3月以下の短期間の滞在の新規入国者又は緩和が必要な事情があると業所管省庁が認めた長期間の滞在の新規入国者」となっており、「在留資格を有する再入国者」については、在留資格による区別はないため、再入国の技能実習生については、行動制限緩和の対象になり得ます。

7. その他

Q25 今回の外国人の新規入国制限の見直しを利用する場合であっても、政府の要請により14日間待機となる場合は、在留期間も14日間延長されるのか。

A25 当該14日間の待機により、付与された在留期間内で技能実習計画に定める目標を達成することが困難となった場合、地方出入国在留管理官署に個別に御相談ください。